

ご来庁者の皆様

宮城南部復興事務所

新型コロナウイルスの感染拡大防止の取り組みについて（お知らせ）

「基本的な感染防止策の徹底」、「人との接触の低減」の取組をお願いします。

平素より、国土交通行政に対する、ご理解とご協力に感謝申し上げます。

宮城県では、5月15日で新型コロナウイルス感染対策「再拡大防止期間」が終了となりましたが、引き続き、基本的な感染防止策の徹底、人との接触の低減の要請がされています。

新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みについて、弊所職員及び関係者全員の安全確保のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

<抜粋>

県民への要請内容【法 24 条第 9 項に基づく要請】

- ・帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えること
- ・感染リスクの高い行動を控え、日常生活における基本的な感染防止策を徹底すること

事業者・大学等への要請内容

（事業者への要請内容）

- ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触機会の低減に努めること

<ご協力いただきたいこと>

① 面会については、短時間（15 分以内）でお願いします。

* 幹部職員への面会など

② 感染リスクを下げるための効果的な対策について

感染拡大防止のため、接触の機会を減らす取り組み、及び基本的な感染防止策「不織布マスクの着用、手洗い（消毒）、三密の回避の徹底」についてご理解、ご協力をお願いします。